

再生可能エネルギーの固定価格買取制度における  
平成 25 年度単価適用希望時のお申込みに関するお客さまへのお願い

平成 25 年度単価を適用するために再生可能エネルギー発電設備の接続申込みをされるお客さまは、平成 26 年 3 月 31 日（弊社の平成 25 年度最終営業日）までに、当該設備の設置場所を所管する弊社営業所窓口まで、申込書類一式をご提出いただきますようお願いいたします。

- 平成 25 年度単価を適用するためには、平成 26 年 3 月 31 日までに申込書類一式をそろえ、弊社窓口までご提出いただきますようお願いいたします。なお、下記の申込書類にかかる不備がある場合は受付いたしかねますのでご注意ください。  
【申込書の記載内容】  
契約者名義（印）、設置場所（※）、連系希望日、発電設備容量（発電パネル・インバータの容量・型式）  
【添付書類】  
単線結線図、付近見取図、屋内配線の電圧上昇簡易計算書、保護継電器整定値一覧表、認証証明書（写）  
（※）設置場所については、地図等で必ず場所を特定いただいたうえでお申込みいただきますようお願いいたします。なお、設置場所が特定できないお申込みは受付いたしかねます。
- 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の対象であることを前提にご契約手続きを進めることから、設備認定通知書（写）は原則、お申込み時に添付いただく必要があります。ただし、国へ設備認定を申請中で年度末までに提出が間に合わない場合、一旦申込受付は完了させていただきますが、系統連系にかかる計量装置等の工事が実施できませんので、すみやかにご提出いただきますようお願いいたします。
- 再生可能エネルギー発電にかかる電力購入契約のお申込みをされる場合、パワーコンディショナ等へ電気を供給するための「低圧電気使用申込書」も併せてご提出いただく必要があります。ただし、新築住宅等で、年度末までに低圧電気使用申込書の提出が間に合わない場合、一旦申込受付は完了させていただきますが、その後、系統連系にかかる計量装置等の工事が実施できませんので、すみやかにご提出いただきますようお願いいたします。  
なお、この場合、低圧電気使用申込書を提出いただく際には、当該申込みに紐付く電力購入契約の申込書のコピーを添付していただきますようお願いいたします。
- 低圧でも発電出力が電灯で 24kW 超過、動力で 45kW 超過の太陽光発電設備につきましては、低圧変流器付の計量器が必要となります。また、低圧変流器付の計量器は特殊な計量装置であり、通常より資材調達に時間を要することがあります。  
なお、低圧変流器付の計量器を設置する場合、ご希望日に工事が実施できない場合もございますのであらかじめご了承ください。

- 今年度もお申込みが集中し、受付に長時間お待ちいただいたり、ご希望日に受給開始できないことが予想されますので、事業内容が確定されましたら、できる限り早期にお申込みいただきますようお願いいたします。

なお、お申込みにあたっては、技術協議や書類確認が必要であるため、設置場所を所管する弊社営業所窓口 (<http://www.kepco.co.jp/corporate/info/community/index.html>) までご来所いただきますようお願いいたします。(郵送・FAXでの受付は行っておりません)

以 上